

「冤罪」の予見・偏見・誤認からの人権侵害

安部 恵証

(一財) 同和教育振興会事業運営委員

1. はじめに

「冤罪」とは一般的に「無実の罪」のことを言い、犯人でない者が嫌疑をかけられ、逮捕・起訴・審理・有罪言い渡しなどを受けることをさしています。今回は、再審申請を長く拒否され、2024年9月26日に再審判決が出される「袴田事件」と、著しい差別的偏見にもとづき捜査が行われた「狭山事件」を取り上げ、「冤罪」を作り上げてゆく予見・偏見・

誤認からの人権侵害について考えてゆきたいと思います。

2. 9月26日「袴田事件」再審判決

この9月26日に「冤罪」といわれている「袴田事件」の再審判決が出されます。本稿は8月に執筆していますが、無罪を確信して筆を進めます。

「袴田事件」とは、1966年（昭和41年）6月30日未明に清水市（現在の静

岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で、一家4人が殺害された強盗殺人・放火事件で、元プロボクサー袴田巖さんが犯人とされ死刑判決を受けましたが、無実を訴え続け再審を求めている事件です。「袴田事件」という名称は、犯人とされた袴田さんの名前から付けられています。

事件発生から49日目の1966年8月18日に当時同社の従業員であった袴田さんは逮捕され、逮捕から20日後の同年9月6日に犯行を「自白」、同年9月9日に強盗殺人・放火罪で起訴されましたが、同年11月の初公判において、「自白は強要」されたもので「無罪」であると主張。ところが袴田さんは逮捕拘留中であるにも関わらず、事件から1年2カ月後の1967年8月31日に味噌工場のタシから犯行時の着衣とされる血痕の付いた5点の衣類が発見され、検察側は袴田さんの衣類であるとして、翌1968年9月11日に静岡地裁において死刑判決が出されました。棄却された第一次再審

請求の後、第二次再審請求において、2

014年3月27日の静岡地裁で再審が決定され、袴田さんは釈放されました。その理由の一つとして、有罪にした唯一の証拠とも言える5点の衣類を巡り、同地裁は弁護側の主張を認め、「捜査機関による証拠捏造の可能性が極めて高い」と厳しく批判。遅きに失しましたが、この再審決定は無罪の扉を開く一步を示したといえます。今年5月22日の静岡地裁で再審第15回公判が開かれ結審し、検察側は論告で今まで通り袴田さんが犯人であると主張して死刑を求刑、弁護側は最終弁論で無罪を主張し謝罪を求めました。この判決が、今年9月26日に出されま

す。
 今まで指摘されている問題点について考えてみます。まず、事件発生後に捜査線上に袴田さんがなぜ浮上したのでしょうか。柔道の有段者であった被害者専務と格闘できたのは、体力のある「元ボクサーの袴田さん」であるという予見・偏見からの捜査が始められている点が一つ

です。

次に、検察側と弁護側の最大の争点となる味噌製造工場のタンクから発見された血染めの「5点の衣類（ステテコ、スボーツシャツ、半そでシャツ、パンツ、ズボン）」の問題点です。事件から1年2カ月後に衣類が発見されていること、その時、袴田さんは逮捕拘留中であることを考えても不審ですが、シャツに付いている血液と袴田さんのDNA型が一致しない鑑定結果も出され、再審後の裁判所も有罪の最有力証拠とされた5点の衣類について「捜査機関によって捏造された疑いがある」と指摘したのです。捜査機関の捏造ということになれば、誤認以上に悪質で大罪です。

そして、過酷な取り調べです。犯行を否認していた袴田さんは、逮捕から20日目の拘留期限3日前に犯行を自白。その間、睡眠を妨げ一日平均12時間の取り調べであったと述べています。執拗な取り調べに体力は限界を超えていたでしょう。自白を強要することは違法行為であ

り、人権侵害でもあります。

30歳で逮捕されて以来、再審決定で釈放されるまで47年半にわたり東京拘置所に収監拘束されたのです。再審請求が何故何度も棄却され続けてきたのか憤りを感じるどころです。

3. 「狭山事件」における予見・偏見

狭山事件とは、1963年（昭和38年）5月1日に埼玉県狭山市で高校1年の女生が行方不明となり、3日後に死体で発見され、警察の捜査で、当時24歳の被差別部落に住む石川一雄さんが別件逮捕され、強引な自白強要で罪を認め、強盗強姦・強盗殺人・死体遺棄で死刑判決を受けましたが、半年後、石川さんは犯行を否認し無罪を主張しています。その後、裁判所は死刑判決を破棄し無期懲役を宣告。現在も石川さんが再審請求を申し立てている事件で、地名から「狭山事件」と呼ばれるようになりました。

▶執筆者プロフィール



安部 恵 証
あべ えしょう

前本願寺広島別院輪番
(一財) 同和教育振興会事業運営委員
布教団連合同朋研修講師
備後教区三次組善照寺住職

中国新聞「洗心メール」執筆
(2013～2021、計207話)

行方不明になった少女の死体発見後の1963年5月23日に石川一雄さんは暴行・窃盗の容疑で逮捕されます。捜査員から殺人・死体遺棄について迫られ自白。同年7月9日、強盗強姦・強盗殺人・死体遺棄で追起訴され、翌年3月11日の浦和地裁で死刑判決が出されますが、同年9月10日の東京高裁控訴公判で石川さんは犯行を否認し「無罪」を主張しました。死刑判決から10年後の1974年10月31日に東京高裁は死刑判決を破棄し無期懲役を宣告し、1977年8月16日に最高裁で無期懲役が確定しました。その後、再審請求が行われましたが事実調べ

などが遅滞しています。石川さんは、1994年12月21日に仮出獄し、逮捕から31年ぶりに狭山に帰ることができました。現在、第3次再審請求が審理されているところです。

今まで指摘されている問題点を追いつながら考えてみます。作家の野間宏氏(1915～1991)は、狭山裁判(ここでは狭山事件と記さず著者が表現した狭山裁判とします)の問題点を3点にわたり、「二つは石川一雄さんが被差別部落の生まれであること。二つには別件逮捕により捜査が始められたこと。三つは被告の自白により裁判が進められたこと」(『狭

山裁判』岩波新書)であると指摘しています。特に、被差別部落に対する偏見・差別意識で被差別部落出身の石川一雄さんを絞つての捜査に重要な問題点が見えます。被差別部落の問題について研究されている歴史学者黒川みどりさんもこの点を「被差別部落は犯罪の温床であるとの差別的偏見がそこに重ねられ、しかも貧困のため学校教育をほとんど受けることができず識字能力もなかった石川一雄さんの無知を利用して彼を犯人に仕立て上げていった、まさしく部落差別によって引き起こされた冤罪事件であった」(『近代部落史』平凡社ライブラリー)と述べています。

次に、「別件逮捕」については、被害者の死体発見後の逮捕容疑は、恐喝未遂・窃盗・暴行罪でしたが、強要された自白の後に、奇怪にも被害者の万年筆・腕時計が発見されています。間を置かず、石川さんは強盗強姦・強盗殺人・死体遺棄で追起訴されます。最初は、窃盗罪という別件で逮捕し、自白を迫り、そ

の後に捜査機関が目論む殺人罪を被せ、死刑判決に持ち込む悪質なやり方でストーリーがあるかのように進められています。

そして、「自白」にもとづく起訴、裁判の進め方です。「袴田事件」でも触れましたが、体力の限界を超える過酷な取り調べで自白を迫り、捜査機関のメンツで犯人像を作り上げ、物的証拠がなければないほど「自白」に重きをおき、自白内容は大きな起訴理由となつてゆきま

4. 「冤罪」を後押しする 社会構造と差別意識

冤罪事件として「袴田事件」と「狭山事件」を考えてきました。背景など全く同じとは言えませんが、自白の強要は冤罪事件に常に問題になるところです。今回、注視しておきたいのは、「冤罪」に

誘引し、「冤罪」を後押しする、私たちが暮らしている社会の構造と差別意識であると思える点です。「あんな悪いことをするのは、ああいう所に住み、ああいうことをしている人しかいない」という差別的偏見です。差別的偏見が予見を生み、見込み捜査を行わせている主因にあると思います。見込み捜査は、強引な別件逮捕となり、自白強要になつてゆきま

す。貧困故に十分な教育を受けられず、教育が受けられないが故に就職の門戸を狭められてきたのは、いつも社会の弱者です。差別が貧困に追い込み、貧困が差別を作り出している社会の構造に、私たちは目を逸らしてはならないと思います。

「冤罪」の一つひとつは捜査機関で作られてゆきますが、その「冤罪」を後押ししているのは、私たちが構成している社会の矛盾であり格差でもあります。それぞれの差別的偏見・差別意識が影響しているように思えてなりません。私たちは、この社会の一員として、自らをも問

わなければならぬと思います。

5. 「冤罪」を防ぎ 「人権侵害」を許さない

袴田巖さんも石川一雄さんも、そして「冤罪」の濡れ衣をかけられ苦しんでおられる多くの方々は、「冤罪」によって大切な人生を失い、人間として生きる権利を奪われました。その無念の思いを聞くとき、「無罪」の人が罰せられることは決してあってはならないことを、私たちは訴え続けてゆかなければなりません。

「冤罪」を防ぐ方途として、①見込み（予見）にもとづく逮捕の禁止、②自白強要に陥る代用監獄の廃止、③取り調べ方法の法的改善、④自白依存からの脱却、⑤供述調書の可視化、⑥警察・検察・裁判所の民主化、等々（小田中聰樹著『冤罪はこうして作られる』講談社現代新書）が指摘されていますが、まだ具体的な改善策は出されていません。

その状況の中にありながら、親鸞聖人の流れを汲む教団に属している私たちは、「一人ひとりのいのちの尊厳は何よりも重いこと。同時に、すべての人びとは比べることなく等しく生きることができると」という原則を守り進めてゆく責務があると思っています。

最後に、親鸞聖人の言葉を自らに言い聞かせたいと思います。

「この世のわるきをもすて、あさましきことをもせざらんこそ、世をいとひ、念仏申すことにては候へ。としごろ念仏するひとなどの、ひとのためにあしきことをし、またいひもせば、世をいとふしるしもなし」(この世の悪も捨て、嘆かわしい行いもしないようにしてこそ、この迷いの世界を厭い、念仏するということなのです。長年の間念仏している人が、他の人に悪いことをしたり、いったりするのなら、それはこの迷いの世界を厭うすがたではありません)(『親鸞聖人御消息』37、現代語訳は本願寺出版社発行『現代語版聖典』による)

「世を厭う」とは、この世が嫌になる厭世観だけにとどまらず、真実の眼を通してこの世の悪いことを見抜き、現実の世の中で一人ひとりの人間が堂々と生きることができる権利を奪わないことです。それは、私たち一人ひとりが人権侵害を許さない強い意志で日々振る舞ってゆくことだと思っています。

〈参考文献〉

- 『冤罪白書2022』「冤罪白書」編集委員会 編 2022年 燦燈出版
- 『冤罪白書2023』「冤罪白書」編集委員会 編 2023年 燦燈出版
- 『冤罪はこうして作られる』小田中聡 樹 著 1993年 講談社
- 『部落差別と冤罪』高杉晋吾 著 1977年 三一書房
- 『狭山裁判』上下 野間宏 著 1976年 岩波書店
- 『増補近代部落史』黒川みどり 著 2023年 平凡社